



SDGsの推進に取り組むとともに
CO2 排出量の削減に貢献します

第20期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年11月26日(水)午前10時
(受付開始：午前9時)

開催
場所

広島市中区中町7番20号
ANAクラウンプラザホテル広島
3階「オーキッド」

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34
株主総会会場ご案内図	裏表紙

証券コード 1407
2025年11月10日
(電子提供措置の開始日 2025年10月30日)

株 主 各 位

広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社 ウェストホールディングス
代表取締役社長 江 頭 栄 一 郎

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://www.west-gr.co.jp/ir/meeting/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ウェストホールディングス」
または「コード」に当社証券コード「1407」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を
順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



株主総会ポータル（三井住友信託銀行）<https://www.soukai-portal.net>
(同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLからアクセスし、
ログインID・パスワードをご入力ください。)

QRコードは
議決権
行使書用紙に
ございます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区中町7番20号
ANAクラウンプラザホテル広島3階「オーキッド」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第20期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ① 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。

ただし、電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

~~~~~

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時

2025年11月26日(水)午前10時(受付開始 午前9時)



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



議決権を事前に行使される場合

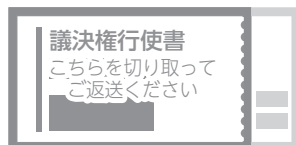
議決権行使期限

2025年11月25日(火)午後6時まで



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下のように切り取ってご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等

株主総会ポータルURL
▶ <https://www.soukai-portal.net>
議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページをご覧ください。

株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

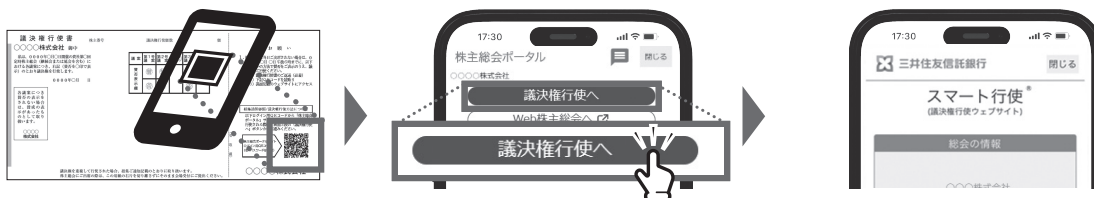
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等行使期限
2025年11月25日（火）午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- ③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と財務内容の強化を図るため必要な内部留保を図りつつ、安定した配当を維持継続すると同時に、財務状況に応じた積極的な株主還元策を行うことを株主への利益配分の基本方針としております。

以上の方針と政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、次のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき 65円 総額 2,577,852,550円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年11月27日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金を予定しております。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。今回経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 ぎっ かわ たかし 吉 川 隆	代表取締役会長	12回／12回 (100%)
2	再任 え がしら えいいちろう 江 頭 栄一郎	代表取締役社長	12回／12回 (100%)
3	再任 あら き けん じ 荒 木 健 二	代表取締役専務	12回／12回 (100%)
4	再任 なか じま ひで し 中 島 英 士	常務取締役	12回／12回 (100%)
5	再任 なが しま とし ひさ 永 島 歳 久	取締役	12回／12回 (100%)
6	再任 もり やま とし ゆき 森 山 敏 行	取締役	12回／12回 (100%)
7	再任 あま の とも ひろ 天 野 友 寛	取締役	12回／12回 (100%)
8	再任 さわ い たか すけ 澤 井 貴 介	取締役	10回／10回 (100%)
9	新任 つ しま まさ お 対 馬 将 夫	—	—
10	再任 なか しま かず お 社外 中 島 一 雄	取締役	12回／12回 (100%)

再任

 再任取締役候補者

社外

 社外取締役候補者

新任

 新任取締役候補者

(注) 澤井貴介氏は、2024年11月26日の取締役就任後の出席状況を記載しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
①	再任 きつ かわ たかし 吉 川 隆 (1950年4月8日) 取締役会への出席状況 12回／12回 (100%)	1984年 5 月 西日本鐘商株式会社（現株式会社ウエストエ 	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
③	再任 あら き けん じ 荒 木 健 二 (1970年10月19日) 取締役会への出席状況 12回／12回 (100%)	2003年 3 月 株式会社骨太住宅（現株式会社ウエストエネ ルギーソリューション）入社 2006年 3 月 株式会社ウエストホールディングス転籍 株式会社ハウスケア（現株式会社ウエストビ ギン）取締役 2013年 9 月 株式会社ウエストホールディングス グローバルエネ事業運営本部部長 2019年11月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 出向 統括本部本部長 2020年12月 株式会社ウエスト電力取締役 株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役 株式会社ウエストホールディングス執行役員 WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役（現任） 2021年 8 月 株式会社ウエストビギン代表取締役社長 2021年11月 株式会社ウエストホールディングス取締役 2022年11月 同 代表取締役専務（現任） 2023年 9 月 株式会社ウエストO&M取締役（現任） 2023年11月 株式会社ウエストビギン取締役（現任）	18千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、入社以来当社グループの中核事業について豊富な業務経験と幅広い知見を有し、優れたマネジメント能力を発揮しております。現在当社の代表取締役として経営全体を担い、さらに新たな業務提携や新規事業開拓の旗手としての役割を担っております。これからの当社の持続的な企業価値向上実現のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
④	再任 なか じま ひで し 中 島 英 士 (1964年9月30日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100％）	2007年 9 月 株式会社ウエストホールディングス 入社 総務部部長 2010年 7 月 同 執行役員 2013年 6 月 株式会社ウエストO&M監査役 2022年 9 月 株式会社ウエストホールディングス 経営管理本部総務部部長 2023年11月 同 取締役 株式会社ウエストO&M監査役（現任） 2024年11月 株式会社ウエストホールディングス 常務取締役（現任）	0.2千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたりグループ全体の総務・人事・情報システム部門を統括し、経営のバックグラウンドで重要な業務の執行を行っております。当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		
⑤	再任 なが しま とし ひさ 永 島 歳 久 (1961年11月17日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100％）	2007年11月 株式会社ウエストホールディングス 代表取締役専務 2013年11月 同 代表取締役社長 2014年11月 株式会社ウエストビギン取締役 2016年 9 月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役社長 株式会社ウエストO&M取締役 2018年11月 株式会社ウエストホールディングス相談役 株式会社ウエストO&M代表取締役社長 2023年 9 月 同 取締役（現任） 2023年11月 株式会社ウエストホールディングス取締役（現任） 株式会社ウエストエネルギーソリューション 監査役（現任） 株式会社ウエストビギン監査役（現任） WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役（現任）	72千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、当社の事業運営に幅広い経験を有し、当社の取締役相談役としてグループ全体の事業戦略において重要な役割を果たしております。今後の、当社の業務執行の統括・指揮の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
⑥	再任 もり やま とし ゆき 森 山 敏 行 (1960年6月7日) 取締役会への出席状況 12回／12回 (100%)	1984年 4 月 株式会社せとうち銀行（現株式会社もみじ銀行）入行 2005年 6 月 株式会社もみじ銀行広島支店（現紙屋町支店）総括副支店長 2007年10月 株式会社山口フィナンシャルグループ 営業戦略部主任調査役 2008年 4 月 株式会社もみじ銀行古江支店支店長 2010年 4 月 株式会社もみじ銀行営業推進部部長 2012年 4 月 株式会社山口フィナンシャルグループ コンプライアンス・リスク統括部副部長 2013年 8 月 株式会社もみじ銀行舟入支店支店長 2016年 3 月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 入社 ブルーオーシャン事業部部長 2016年 9 月 同 取締役部長 2018年11月 株式会社ウエストホールディングス 執行役員 金融企画室兼財務経理部部長 2023年11月 同 取締役（現任） WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役（現任）	0.2千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験があり、財務並びに経理部門の重要な業務の執行及び意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
⑦	再任 あまのともひろ 天 野 友 寛 (1970年8月20日) 取締役会への出席状況 12回／12回 (100%)	2011年 4 月 株式会社サンテック（現株式会社ウエストグリーンパワー）入社 2013年12月 株式会社ウエスト（現株式会社ウエストグリーンパワー）取締役 2016年 8 月 WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 代表取締役社長（現任） 2018年11月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役 2022年11月 株式会社ウエストホールディングス執行役員 2023年11月 同 取締役（現任）	12千株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、2016年8月より戦略的海外子会社であるWEST International (Thailand) Co.,Ltd.の代表取締役社長として、設立当初より尽力し、タイにおける事業に多大なる貢献をしております。当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。			
⑧	再任 さわい たかすけ 澤 井 貴 介 (1975年12月27日) 取締役会への出席状況 10回／10回 (100%)	1998年 4 月 日本鋪道株式会社（現株式会社N I P P O） 入社 2013年 3 月 税理士登録 2016年 4 月 税理士法人上原会計設立 パートナー就任 2022年 6 月 デロイトトーマツ税理士法人 入所 2023年11月 こころ税理士・社会保険労務士事務所開設 所長就任（現任） 2023年12月 株式会社ウエストホールディングス 入社 財務経理部部長 2024年11月 同 取締役（現任）	0.2千株
【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたる上場企業での経理経験があり、その後も税理士として税理士法人にて活躍され、現在は当社経理部門の責任者として重要な業務の執行と意思決定を行っております。当社の持続的な企業価値向上のため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
⑨	新任 つしま まさ お 対 馬 将 夫 (1964年1月9日)	2008年 1 月 株式会社サンテック（現株式会社ウエストグリーンパワー）入社 東日本営業本部長 2009年 9 月 同 取締役 2011年12月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役 2012年12月 同 常務取締役 2016年 9 月 株式会社ウエストO&M取締役 株式会社ウエスト電力取締役 2017年11月 株式会社ウエストホールディングス取締役 2018年 7 月 株式会社ウエスト電力代表取締役社長 2018年11月 株式会社ウエストホールディングス 常務取締役 株式会社ウエストビギン代表取締役社長 2019年 7 月 株式会社ウエスト電力代表取締役 2023年11月 株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役（現任）	5千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、入社以来営業部門の要職を歴任し、現在は低圧太陽光発電所の事業用地取得から販売に至るまでを統括しております。加えて今期は、地域活性推進事業本部の本部長として当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		
⑩	再任 社外 なか しま かず お 中 島 一 雄 (1953年9月15日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100％）	1977年 4 月 株式会社福徳銀行 入行 1990年11月 株式会社宇野会計事務所 入社 1997年 3 月 税理士登録（中国税理士会） 1998年 7 月 中島一雄税理士事務所設立 所長（現任） 2004年 7 月 広洋工業株式会社 監査役（現任） 2016年11月 株式会社ウエストホールディングス 社外取締役（現任）	一千株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 上記の経歴のとおり、候補者は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、税理士としての専門的な知識に精通し、様々な企業の顧問を務めており、企業経営に対する機微を有しております。また既に9年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も、引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中島一雄氏は社外取締役候補者であります。
- なお、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 中島一雄氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
4. 取締役との責任限定契約について
- 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分発揮できるように、その責任について法令の範囲内での免除を可能とすることができるよう、「責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。」との責任限定契約を中島一雄氏との間で締結しております。同氏が再選され社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、約30年ぶりのインフレの継続や米国政権による関税引上げを始めとする経済政策の変更等による様々な影響が懸念され、不透明感が高まりつつあるものの、海外経済が緩やかな成長を続けるもとでの適度に緩和的な金融環境等を背景に、不十分ながらもマクロ的な需給ギャップの改善に伴う物価上昇と賃金増加の好循環が定着する兆しが見受けられる等、景気は引き続き持ち直しの気配を継続しております。

一方で事業環境は、2020年10月の菅政権による、我が国が2050年までにカーボンニュートラルを目指す宣言、及び2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標設定を契機とする、環境意識の大幅な高まりが持続しており、さらに昨年末に公表された2040年度の電源構成を定めた新たなエネルギー基本計画原案においては、再生可能エネルギーの比率を最大5割とし、うち太陽光を2023年度の発電実績比3.6倍とする方針が示される等、将来的な一層の需要拡大が見込まれる状況にあります。

このような状況の中、当社グループは2023年8月期より、再生可能エネルギーをとりまく環境変化に迅速に対応するため、事業構造の大幅な転換に舵をきり、自家消費型産業用太陽光発電所請負事業と非FIT太陽光発電所開発事業を二本柱とする非FIT関連事業の拡大に努めてまいりました。一方で、今年度より三本目の柱として数年後からの本格展開を視野に系統用蓄電所開発事業の立上げに着手いたしましたが、当該事業マーケットが想定を超えるスピードで拡大しつつあり、将来に向けての市場シェアを確保するため、期中において当該事業に経営資源を大きく振り向け、当面の開発案件を一気に推し進めました。

この結果、当連結会計年度においては、売上高47,250百万円（前期比6.2%減）、営業利益8,646百万円（前期比18.4%減）、経常利益7,961百万円（前期比20.0%減）及び親会社株主に帰属する当期純利益5,357百万円（前期比20.7%減）を計上いたしました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、セグメント別の金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業利益は全社費用等調整前の金額であります。

① 再生可能エネルギー事業

産業用太陽光発電所請負事業におきましては、約2年前からの世界的エネルギー価格の高騰を契機とする短期的需要の剥落を主因に売上高は前年度を下回りましたが、引き続きベース需要は高水準かつ緩やかながら回復しつつあります。また、利益率も昨年度に引き続き高水準を維持しております。

非FIT太陽光発電所開発事業におきましては、販路拡大に努めた結果、販売先は順調に増加いたしました。人員を中心とする半分近くの経営資源を蓄電所事業にシフトしたことにより、物件引渡件数が計画を大きく下回ることとなりました。

以上の結果、売上高は32,876百万円（前期比21.7%減）、営業利益は4,546百万円（前期比45.1%減）となりました。

② 蓄電所事業

当初2027年8月期以降の本格展開を視野に系統用蓄電所の開発事業に着手いたしました。系統用蓄電所は電力系統の安定化、再生可能エネルギーの変動緩和・有効活用など様々な導入効果があり、元々多様な市場形成が期待されておりましたが、取得を希望されるお客様の数、開発に係る電力会社に対する電力申請の量等、需給両面で想定を大きく上回るスピードで市場が拡大しつつあり、今後当面の市場地位を確保するためには、早急かつ一気に開発案件を固める必要が生じたため、再生可能エネルギー事業セグメントより経営資源を大きく振り向ける決断をいたしました。結果として、当初予定を2年前倒しで10か所の系統用蓄電所の開発販売を完了し、今後当面のパイプラインも大きく拡充することができました。

以上の結果、売上高は5,711百万円、営業利益は1,498百万円となりました。

③ 省エネルギー事業

提携金融機関とのアライアンスによる情報を活用し、商業施設や工場・病院等のエネルギーを大量に消費する施設に対し省エネのトータルサービスを提供、特にお客様に初期費用の負担が生じないウエストエスコ事業の受注拡大に努めてまいりました。このウエストエスコ事業については、施工実績が増加することにより、LED照明は5年から7年、空調設備は10年から12年にわたり、将来の安定収入に繋がるストック事業であります。

足元では、LED照明の契約が軒並み満期を迎える時期となっており、収益資産・売上高ともに減少傾向にありますが、新規商材である冷凍冷蔵設備の温度制御システムが立ち上がったことから、今後減少分をしっかりとカバーしてまいります。引き続き重要事業としての位置づけは変わらず、太陽光発電所関連のお客様に対するソリューション提案の一環として、クロスセルを中心に注力してまいります。

以上の結果、売上高は1,156百万円（前期比28.7%減）、営業利益は316百万円（前期比17.8%減）となりました。

④ 電力事業

グリーン電力卸売事業は立ち上げ期にあたりますが、今後グリーン電力調達源の非FIT発電所の開発件数が増加するに従い、取扱高も増加していく見込みです。自社売電事業におきましては、昨年度において銅価格の高騰、国内建設用電線不足を要因とするメガソーラーケーブルの盗難が相次ぎ、復旧期間中の売電機会の喪失に見舞われましたが、順次対策を施し盗難防止に備えております。また、第3四半期において太陽光発電事業を営む「ながとろ町太陽光発電合同会社」を取得したため、第4四半期から業容拡大に寄与しております。

以上の結果、売上高は6,161百万円（前期比18.5%増）、営業利益は1,579百万円（前期比5.3%減）となりました。

⑤ メンテナンス事業

当社グループにて企画・設計・施工を行ったメガソーラー発電所を中心に、安定した売電収入を得られることを目的として施設の継続的なメンテナンスを行い、太陽光発電所のオーナー様へ安全・安心・感動を提供し、受注実績を積み上げてまいりました。契約総容量は前期末1,281.6MWより当期末1,417.5MWと、着実に増加しております。当社グループの施工件数の増加に伴い、契約件数の一層の拡大が期待できます。

以上の結果、売上高は1,952百万円（前期比1.5%減）、営業利益は622百万円（前期比1.8%減）となりました。

⑥ その他

その他の売上高は1百万円（前期比25.0%減）、営業利益は1百万円（前期比25.0%減）となりました。

〈事業の種類別セグメントごとの売上高推移〉

部 門	第19期		第20期		前期比増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
再生可能エネルギー事業	百万円 41,966	% 82.7	百万円 32,876	% 68.7	% △21.7
蓄 電 所 事 業	—	—	5,711	11.9	—
省 エ ネ ル ギ ー 事 業	1,622	3.2	1,156	2.4	△28.7
電 力 事 業	5,200	10.2	6,161	12.9	18.5
メ ン テ ナ ン ス 事 業	1,981	3.9	1,952	4.1	△1.5
そ の 他	1	0.0	1	0.0	△25.0
計	50,773	100.0	47,859	100.0	△5.7

※セグメントの売上高は連結相殺前の数値となっております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3,651百万円であり、その主なものは当社グループが保有する再生可能エネルギー事業の設備であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関から運転資金として長期借入金を32,856百万円調達いたしました。

4. 財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2022年度) (2021年9月1日から 2022年8月31日まで)	第18期 (2023年度) (2022年9月1日から 2023年8月31日まで)	第19期 (2024年度) (2023年9月1日から 2024年8月31日まで)	第20期 (当連結会計年度) (2024年9月1日から 2025年8月31日まで)
受 注 高	66,321百万円	39,540百万円	49,655百万円	46,703百万円
売 上 高	67,169百万円	43,734百万円	50,390百万円	47,250百万円
経 常 利 益	7,293百万円	7,972百万円	9,956百万円	7,961百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,257百万円	6,016百万円	6,757百万円	5,357百万円
1株当たり当期純利益	104円71銭	147円97銭	167円46銭	135円09銭
総 資 産	101,418百万円	123,802百万円	125,897百万円	148,546百万円
純 資 産	27,552百万円	31,403百万円	33,399百万円	36,537百万円

(注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益を除き百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数を使用しております。

3. 第20期（当連結会計年度）の概況については「1.事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

5. 対処すべき課題

持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて世界的なCO2削減、ESG投資の流れが起きている中で、今後ますます企業や自治体における再生可能エネルギーの導入ニーズが高まってくるのが想定されます。このような市場環境の中で、当社グループは引き続き太陽光発電のEPC事業を中心とした総合エネルギーマネジメント事業を、新規事業への積極的な取り組みと、アライアンス強化を軸に展開してまいります。

再生可能エネルギー事業のうち、産業用太陽光発電所請負事業におきましては、引き続きウエストサステナブルスタンダードを中心として、豊富なベース需要を元に着実な成長を企図すると共に、お客様ニーズの多様化に最速で対応できる態勢、機能の確立を図るため、設計・提案のIT化によりソリューション提供力の質とスピードを強化してまいります。非FIT発電所開発販売事業におきましては、蓄電所事業への経営資源シフトにより当面の開発能力は下がりますが、これを機に従来以上の品質向上と効率的な施工体制を追求し、ある程度の規模を保った安定的な事業に育ててまいります。

系統用蓄電所の開発事業につきましては、再エネの導入や電力の安定供給に向け、再エネ電源の出力変動に応じて柔軟に充放電のできる設備として社会的重要性が大きく高まっております。補助金や長期脱炭素電源オークション等、政策の力強い後押しもあり、2050年カーボンニュートラルを見据えた再エネの更なる導入拡大に向けて、重要性は一層増していくと考えられます。今後将来に向けての強力な成長ドライバーとして、一気に事業規模を拡大してまいります。既に中規模高圧蓄電所の開発案件数は、ウエストグループの成長を牽引するのに十分な水準に達しており、今年度10か所／約57億円の販売実績に対し、来年度は30か所／180億円の売上を見込んでおります。更には、より大規模な特別高圧蓄電所のパイプラインも着実に増加しつつあります。

省エネルギー事業では、LED照明、空調設備に次ぐ商材として冷凍冷蔵設備の温度制御システムを展開してまいります。

電力事業では、ウエストFITの仕組みを用いたグリーン電力供給力の拡大を進め、フロー収益とストック収益の同時強化を行ってまいります。

メンテナンス事業では、非FIT太陽光発電所を中心とした低圧発電所の保守管理契約が大幅に増加する見込みであり、効率的かつ高品質なO&Mを強力に推進してまいります。

6. 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

事業	事業の内容
当 社	事業会社の経営管理
再生可能エネルギー事業	自家消費用産業用太陽光発電所請負（EPC）事業 非FIT太陽光発電所開発販売事業
蓄 電 所 事 業	系統用蓄電所開発販売事業
省 エ ネ ル ギ ー 事 業	省エネのトータルサービス（ウエストエスコ事業）等
電 力 事 業	グリーン電力卸売事業 自社保有の太陽光発電システム等を用いた発電及び販売事業
メ ン テ ナ ンス 事 業	太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守事業
そ の 他	賃貸収入等

7. 主要な事業所（2025年8月31日現在）

事業	名称及び所在地
当 社	本社（広島県）、東京支店（東京都）
再生可能エネルギー事業	株式会社ウエストエネルギーソリューション （宮城県、福島県、新潟県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、 静岡県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、島根県、福岡県） 株式会社ウエストビギン（東京都） WEST International (Thailand) Co.,Ltd.（タイ王国 バンコク） 株式会社A C D C（福島県）
蓄 電 所 事 業	
省 エ ネ ル ギ ー 事 業	
電 力 事 業	株式会社ウエストエネルギーソリューション （茨城県、埼玉県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、島根県、山口県、 福岡県、佐賀県） 株式会社ウエストグリーンパワー（東京都）
メ ン テ ナ ンス 事 業	株式会社ウエストO&M（東京都、埼玉県、大阪府、広島県）

8. 従業員の状況（2025年8月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
359名	減 10名

（注）1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員）は含んでおりません。

2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者74名を含んでおります。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
34名	増 5名	45.4歳	11.4年

（注）1.従業員数は就業人員（当社から子会社への出向者を除き、子会社から当社への出向者を含む）であり、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員）は含んでおりません。

2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者3名を含んでおります。

9. 主要な借入先（2025年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	19,506百万円
株式会社もみじ銀行	12,405百万円
株式会社山口銀行	7,498百万円

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社ウエストエネルギーソリューション	110	100.00	公共・産業用太陽光発電市場の開拓 太陽光発電事業（自社所有の発電所） 産業用・非FIT発電所の企画・設計・販売・施工 省エネ設備の設計・施工 系統用蓄電所の企画・設計・販売・施工
株式会社ウエストビギン	300	100.00	太陽光発電システムの商品開発、物流
株式会社ウエストO&M	100	100.00	太陽光発電所の運用改善（オペレーション） 太陽光発電所の保守・管理・監視サービス（メンテナンス）

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 108,800,000株
(2) 発行済株式の総数 46,027,488株（自己株式 6,368,218株を含む。）
(3) 株主総数 12,628名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
吉 川 隆	17,363千株	43.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,934千株	7.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,287千株	3.25%
株式会社 J E R A	935千株	2.36%
J . P . M O R G A N S E - L U X E M B O U R G B R A N C H 3 8 4 5 2 4	741千株	1.87%
C E P L U X - E R S T E G R O U P B A N K A G (U C I T S C L I E N T S)	646千株	1.63%
大阪瓦斯株式会社	569千株	1.43%
J . P . M O R G A N S E - L U X E M B O U R G B R A N C H 3 8 4 5 2 3	544千株	1.37%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	498千株	1.26%
N O M U R A P B N O M I N E E S L I M I T E D O M N I B U S - M A R G I N (C A S H P B)	475千株	1.20%

(注) 当社は自己株式6,368,218株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の取締役及び監査役に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
吉 川 隆	代表取締役会長	
江 頭 栄一郎	代表取締役社長	株式会社ウエストエネルギーソリューション代表取締役社長 株式会社ウエストO&M取締役
荒 木 健 二	代表取締役専務	株式会社ウエストビギン取締役 株式会社ウエストO&M取締役 WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
中 島 英 士	常 務 取 締 役	株式会社ウエストO&M監査役
後 藤 佳 久	取 締 役	株式会社ウエストエネルギーソリューション取締役
永 島 歳 久	取 締 役	株式会社ウエストエネルギーソリューション監査役 株式会社ウエストビギン監査役 株式会社ウエストO&M取締役 WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
森 山 敏 行	取 締 役	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
天 野 友 寛	取 締 役	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長
猶 寄 明	取 締 役	
澤 井 貴 介	取 締 役	こころ税理士・社会保険労務士事務所所長
中 島 一 雄	取 締 役	中島一雄税理士事務所所長 広洋工業株式会社監査役
奥 崎 裕 司	常 勤 監 査 役	
渡 部 邦 昭	監 査 役	渡部総合法律事務所所長 株式会社大建監査役 ビルックス株式会社監査役
高 橋 健	監 査 役	株式会社ミタホールディングス上席顧問

- (注) 1. 澤井貴介氏は、2024年11月26日開催の第19期定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日付で就任いたしました。
2. 猶寄明氏は、2024年12月24日に取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位は退任時の地位相当であります。
3. 取締役中島一雄氏は、社外取締役であります。
4. 監査役渡部邦昭氏及び高橋健氏は、社外監査役であります。
5. 社外取締役中島一雄氏及び社外監査役渡部邦昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 社外監査役渡部邦昭氏は、弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外監査役高橋健氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有しております。

2. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
取締役	椎葉 栄次		2024年11月26日
取締役	猶寄 明		2024年12月24日

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款に定めており、当該契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1)役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、当社及び子会社全ての取締役、監査役、執行役員及び取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。

ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は賠償されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	支給額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	348百万円 (5百万円)	327百万円 (5百万円)	— (—)	20百万円 (—)	12名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (10百万円)	20百万円 (10百万円)	— (—)	— (—)	3名 (2名)

(注) 非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月22日の取締役会において、社外取締役からの適切な意見を得たうえで取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

基本報酬と業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合は固定せず、業績指標の伸長に応じて業績連動報酬等の割合が高くなる設計とする。

社外取締役及び監査役の報酬構成割合は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬等は支給しない。

2. 基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、決定するものとする。

また当社は退職慰労金制度の定めはないが、退任時にその労に報いるため退職慰労金の検討を行い、支払うことがある。

3. 業績連動報酬（賞与）

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4. 非金銭報酬（譲渡制限付株式）

非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役（社外取締役を除く。）の地位を喪失する日まで又は付与日から5年間とする譲渡制限付株式（R S）の付与とする。各取締役に付与する株式の具体的な個数、支給時期及び配分については、非金銭報酬等の上記目的に鑑み、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の役位及び職責を考慮して取締役会において決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬等を除く）の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役から随時適切な意見を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長は、当該意見を尊重し、決

定を行うものとする。

これらの権限を代表取締役委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断し、決定できるものと判断したためであります。

当事業年度においては、金銭報酬等個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役会長吉川隆及び代表取締役社長江頭栄一郎に委任しておりますが、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年11月26日開催の第8期定時株主総会において、年額700百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年11月26日開催の第16期定時株主総会において、株式報酬の額を年額400百万円以内、株式数の上限を80,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。

監査役の報酬限度額は、2007年11月29日開催の第2期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	中島 一雄	中島一雄税理士事務所	所長	当社と中島一雄税理士事務所、 広洋工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		広洋工業株式会社	監査役	
監査役	渡部 邦昭	渡部総合法律事務所	所長	当社と渡部総合法律事務所、株式会社大建及びビルックス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社大建	監査役	
		ビルックス株式会社	監査役	
監査役	高橋 健	株式会社ミタホールディングス	上席顧問	当社と株式会社ミタホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 取締役会及び監査役会における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ① 社外取締役 中島一雄氏は、取締役会12回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に税理士としての専門的見地及び様々な企業の顧問を務めていることから、当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べており、社外取締役として期待する、客観的・独立的な立場から業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていただいております。
- ② 社外監査役 渡部邦昭氏は、取締役会12回のうち12回、監査役会17回のうち17回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に弁護士としての専門的見地からの当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
- ③ 社外監査役 高橋健氏は、取締役会12回のうち10回、監査役会17回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜発言を行い、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額合計
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、合計額を記載しております。
2. 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が11百万円あります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

6. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	89,170	流 動 負 債	39,666
現 金 及 び 預 金	35,564	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,254
売 掛 金	1,286	工 事 未 払 金	2,662
リ ー ス 債 権	4,578	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	50
完 成 工 事 未 収 入 金	24,543	短 期 借 入 金	23,963
商 品	8,037	未 払 法 人 税 等	923
販 売 用 不 動 産	1,119	完 成 工 事 補 償 引 当 金	229
未 成 工 事 支 出 金	6,126	契 約 負 債	6,793
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11	そ の 他	2,788
そ の 他	7,992	固 定 負 債	72,342
貸 倒 引 当 金	△90	長 期 借 入 金	70,108
固 定 資 産	59,376	資 産 除 去 債 務	1,090
有 形 固 定 資 産	44,766	そ の 他	1,143
建 物 及 び 構 築 物	1,175	負 債 合 計	112,008
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	22,764	(純資産の部)	
土 地	20,149	株 主 資 本	35,890
そ の 他	676	資 本 金	2,020
無 形 固 定 資 産	5,122	資 本 剰 余 金	802
の れ ん	4,827	利 益 剰 余 金	39,130
そ の 他	294	自 己 株 式	△6,062
投 資 そ の 他 の 資 産	9,487	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	333
投 資 有 価 証 券	1,722	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	182
長 期 貸 付 金	1,491	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	111
繰 延 税 金 資 産	1,787	為 替 換 算 調 整 勘 定	39
そ の 他	4,583	非 支 配 株 主 持 分	313
貸 倒 引 当 金	△98	純 資 産 合 計	36,537
資 産 合 計	148,546	負 債 ・ 純 資 産 合 計	148,546

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		47,250
売上総利益		30,958
販売費及び一般管理費		16,292
営業外収益		7,645
受取配当金	41	8,646
受取替保加権税の利益	41	
受為受還償消その利益	0	
受取付債費の利益	248	
却債費の利益	0	
営業外費用	61	
支払手数の利息	24	
支所経常特別利益	19	437
特固定別資産売却損	1,090	
特固定別資産売却損	19	
特固定別資産売却損	12	1,122
特固定別資産売却損		7,961
特固定別資産売却損	1	1
特固定別資産売却損	0	
特固定別資産売却損	30	
特固定別資産売却損	17	
特固定別資産売却損	106	155
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		7,807
匿名組合損益分配額		40
税金等調整前当期純利益		7,767
法人税、住民税及び事業税等調整額	2,458	
法人税等調整額	173	
当期純利益	△365	2,266
非支配株主に帰属する当期純利益		5,501
親会社株主に帰属する当期純利益		144
		5,357

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	17,772	流 動 負 債	17,017
現 金 及 び 預 金	16,999	短 期 借 入 金	16,745
前 払 費 用	78	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	50
未 収 入 金	484	リ ー ス 債 務	5
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	9	未 払 金	55
そ の 他	200	未 払 費 用	54
固 定 資 産	46,534	未 払 法 人 税 等	42
有 形 固 定 資 産	120	預 り 金	34
建 物	91	そ の 他	29
工 具、器 具 及 び 備 品	29	固 定 負 債	37,769
リ ー ス 資 産	0	長 期 借 入 金	37,702
無 形 固 定 資 産	147	リ ー ス 債 務	16
そ の 他	147	資 産 除 去 債 務	45
投 資 そ の 他 の 資 産	46,265	そ の 他	5
投 資 有 価 証 券	1,148	負 債 合 計	54,786
関 係 会 社 株 式	4,182	(純資産の部)	
長 期 貸 付 金	30	株 主 資 本	9,457
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	40,830	資 本 金	2,020
敷 金 及 び 保 証 金	172	資 本 剰 余 金	677
繰 延 税 金 資 産	137	資 本 準 備 金	603
そ の 他	22	そ の 他 資 本 剰 余 金	73
貸 倒 引 当 金	△258	利 益 剰 余 金	12,821
		そ の 他 利 益 剰 余 金	12,821
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,821
		自 己 株 式	△6,062
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	62
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	62
資 産 合 計	64,306	純 資 産 合 計	9,519
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
営 業 収 益				3,550
営 業 費 用				1,340
営 業 利 益				2,209
営 業 外 収 益				
受 取 利 息		317		
そ の 他		169		486
営 業 外 費 用				
支 払 利 息		489		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		258		
そ の 他		9		756
経 常 利 益				1,939
特 別 損 失				
関 係 会 社 株 式 評 価 損		276		
投 資 有 価 証 券 評 価 額		106		
そ の 他		11		394
税 引 前 当 期 純 利 益				1,545
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		347		
法 人 税 等 調 整 額		221		569
当 期 純 利 益				976

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社ウエストホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社ウエストホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月24日

株式会社ウエストホールディングス 監査役会

常勤監査役 奥 崎 裕 司 ㊟

監 査 役 渡 部 邦 昭 ㊟

監 査 役 高 橋 健 ㊟

(注) 渡部邦昭及び高橋健は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催日時 2025年11月26日(水) 午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所 広島市中区中町7番20号

ANAクラウンプラザホテル広島 3階「オーキッド」



交通のご案内

○ 車	JR 広島駅	より	約10分
○ 路面電車	袋町駅	より	徒歩 1 分
○ バス	袋町バス停	より	徒歩 1 分
○ アストラムライン	本通駅 東1出口	より	徒歩 5 分

電子提供措置の開始日 2025年10月30日

株 主 各 位

第20期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 ウエストホールディングス

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 取締役会決議における決議の内容の概要

当社及び当社グループ子会社の業務の適正を確保するための体制(2025年8月29日開催の当社取締役会にて決議)の内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社はコンプライアンス（法令及び定款遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、会社理念に基づいた内部統制システムの構築とグループ子会社を含めた全体（以下「当社グループ」という）のコンプライアンス体制の確立に努める。
- ②当社グループは取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務遂行を監督することで、当社グループの取締役が法令及び定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③当社グループの取締役が他の当社グループ取締役の法令及び定款違反行為を発見したときは、直ちに当社監査役及び取締役会に報告するとともに是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社グループの使用人は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
- ②上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときはいつでも閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程等に基づき、当社グループのリスク分析及び対策の実施状況等を当社グループの責任者が出席するリスク・コンプライアンス委員会（幹部会）において監視する。
- ②当社代表取締役に直属する監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制を監査し、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、適宜当社取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則月1回開催し、重要事項の意思決定を行う。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
- ②グループ子会社の親会社である当社は、当社グループにおける職務権限規程等の意思決定に関する規則を整備することにより、子会社取締役に付与された業務執行権限の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

(5) 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令、定款及び社内規則等を遵守した行動をとるため、当社グループ内に周知徹底と遵守の推進を図る。これらに違反する行為などが行われていることを知り得た場合、公益通報として通報相談を受け付ける社内通報窓口を設ける。
- ②取締役は、取締役会での業務執行状況の報告等を通じ、他の取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているか相互に監視する。
- ③業務執行部門から独立した監査室は当社グループの内部監査を定期的実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締役会及び監査役会に報告する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は持株会社として、当社グループ共通の会社理念に基づき、当社グループの統制環境の整備、啓蒙、各社事業の状況に関する定期的な報告聴取と諸問題についての事前協議を行う。
- ②業務執行部門から独立した監査室は当社グループの内部監査を定期的実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締役会及び監査役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ①当社監査役が使用人を求めた場合は速やかに設置する。当該使用人の指揮命令権は監査役であり、取締役からは指揮命令を受けない独立性を確保する。
- ②当該使用人の任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定においては、当社常勤監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実又はその他事実を発見したときは、当該事実を当社の監査役に報告する。当社グループの取締役及び使用人は、その業務について監査役から説明を求められたときは速やかに報告する。
- ②適正な目的に基づき監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査担当部署及び取締役は、監査役と緊密に連携する。
- ②重要な会議体への監査役の出席を必要に応じて求め、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- ③当社グループ監査役の職務の執行に関して発生する費用等については、各監査役の請求に基づき速やかにこれを支払う。

(10) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る体制を整える。また、これら反社会的勢力に対しては外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の設置会社です。取締役会は10名で構成されており、うち1名が社外取締役です。また、監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されています。当社は、「会社理念」を毎朝役員・社員全員で唱和することで、全体の行動指針としています。

また、当社グループ共通の「役員規程」等の社内規程を制定し、コンプライアンスに関する高い意識をもち、所管業務を遂行するように周知徹底を図っています。

なお、当社取締役やグループの責任者から構成されているリスク・コンプライアンス委員会（幹部会）を毎月1回開催することで、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じた適切なリスク対応を行っています。

社内ルールや行動指針を逸脱した行動がみられた場合は、賞罰委員会で協議し、処遇を検討しています。

内部監査部門は当社グループ全体の業務遂行面の実態を監査し、当社代表取締役、監査役会及び取締役会に報告をしています。

一方、常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況を聴取することで、業務執行の現状や課題の把握に努め、経営監視機能の強化と向上を図っています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年9月1日残高	2,020	781	36,350	△6,062	33,090
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,577		△2,577
親会社株主に帰属する当期純利益			5,357		5,357
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		20			20
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	20	2,779	△0	2,799
2025年8月31日残高	2,020	802	39,130	△6,062	35,890

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
2024年9月1日残高	120	－	19	140	168	33,399
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,577
親会社株主に帰属する当期純利益						5,357
自己株式の取得						△0
譲渡制限付株式報酬						20
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	61	111	19	193	145	338
連結会計年度中の変動額合計	61	111	19	193	145	3,138
2025年8月31日残高	182	111	39	333	313	36,537

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

41社

主要な連結子会社の名称

株式会社ウエストエネルギーソリューション

株式会社ウエストビギン、株式会社ウエストO&M

連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社ウエストエネルギーソリューションがながと町太陽光発電合同会社の持分を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社オージーシー、とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称 1社

持分法を適用した関連会社は、佐世保市鹿町町風力発電合同会社であります。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社オージーシー、とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社

主要な関連会社の名称

康晤企業股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、WEST International (Thailand) Co.,Ltd.及びWEST ITC (Thailand) Co.,Ltd.の決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

② 棚卸資産
商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

原材料及び貯蔵品、販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

未成工事支出金

主として個別法による原価法によっております。

③ デリバティブ

原則として時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産以外）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び太陽光発電設備に係る機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械及び装置	6年～17年
車両運搬具	3年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年又は契約期間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産以外）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は15年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の補修費用に備えるため、過年度の実績補修費用のうち当社グループの負担となった金額を基礎に補修見込相当額を見積り計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 再生可能エネルギー事業

メガソーラーにおいては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発・施工又は仕入れた太陽光発電システムの引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、太陽光発電システムを引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、太陽光発電システムを引渡した時点で収益を認識しております。

産業用太陽光発電においては、顧客との工事請負契約等に基づいて、太陽光発電システムの施工を行う履行義務を負っております。顧客との工事請負契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事請負契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。当該工事請負契約における履行義務の性質を踏まえ、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、進捗度を合理的に見積ることができる場合は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）に基づき進捗度を測定し、進捗度を合理的に見積ることができない場合は合理的に見積ることができる時点まで原価回収基準により、収益を認識しております。また、工期のごく短い工事契約等については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、一部の取引は、顧客の初期費用の負担が生じないリース契約として締結しており、「リース取引に関する会計基準」に基づき、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

非FIT発電所においては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発・施工した太陽光発電システムの引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、太陽光発電システムを引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、太陽光発電システムを引渡した時点で収益を認識しております。

② 蓄電所事業

蓄電所事業においては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発した系統用蓄電所の引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、系統用蓄電所を引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、系統用蓄電所を引渡した時点で収益を認識しております。

③ 省エネルギー事業

省エネルギー事業においては、商業施設や工場・病院などのエネルギーを大量に消費する施設を保有する顧客に対し、LED照明や空調設備を用いた省エネのトータルサービスを提供する履行義務を負っております。当該省エネサービスは、主として初期費用の負担が生じないリース契約（ウエストエスコ事業）として締結しており、「リース取引に関する会計基準」に基づきリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

④ 電力事業

自社売電については、当社グループの保有の太陽光発電設備から発生する電力を、電力卸売については、非FIT系発電所から購入した電力を顧客に供給する履行義務を負っております。これらの履行義務は顧客に対して電力を供給した時点で、当該電力に対する支配が顧客に移転したと判断し、当該電力の発電量に応じて収益を認識しております。

⑤ メンテナンス事業

メンテナンス事業においては、太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守を行っており、顧客との契約に基づいて施設の継続的なメンテナンスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、メンテナンス期間にわたり契約金額を按分して収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額の対応関係を確認することにより、ヘッジ有効性の評価をしております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」に含めていた「のれん」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

代行店に対する長期貸付金の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

長期貸付金 1,393百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結子会社である株式会社ウエストエネルギーソリューションは非FIT発電所や系統用蓄電所の開発・施工を行っており、その協力業者である一部の代行店に対して運転資金等として、当連結会計年度末に1,393百万円を融資しております。

株式会社ウエストエネルギーソリューションでは、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当該貸付金の回収可能性は、当該代行店の事業計画に基づいて見積りますが、当該事業計画における主要な仮定は、開発案件の事業化件数であります。

長期貸付金の回収可能性は、入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、現時点では予想できない外部環境の変化等によって、見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

(担保資産)

現金及び預金	483百万円
売掛金	551百万円
建物及び構築物	366百万円
機械装置及び運搬具	13,111百万円
その他	559百万円
合計	15,072百万円

(注) 上記のほか、機械装置等の保険請求権を担保に供しております。

(担保付債務)

短期借入金	2,235百万円
長期借入金	20,304百万円
合計	22,540百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,260百万円

3. 保証債務

下記の取引先の営業債務に対する債務保証を行っております。

ヒカリ産業株式会社	241百万円
-----------	--------

4. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結し、1行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	2,134百万円
借入実行残高	1,902百万円
差引額	232百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	46,027,488	—	—	46,027,488
合 計	46,027,488	—	—	46,027,488

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	2,577	65.00	2024年 8月31日	2024年 11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,577	65.00	2025年 8月31日	2025年 11月27日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、リース債権、完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っています。投資有価証券は主として株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債の用途は運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債権	4,578		
貸倒引当金 (*2)	△55		
	4,523	4,189	△334
(2) 投資有価証券(*3)			
①満期保有目的の債券	200	192	△7
②その他有価証券	503	503	—
資産計	5,226	4,885	△341
(1) 社債 (*4)	50	50	0
(2) 長期借入金 (*5,6)	92,169	89,667	△2,502
負債計	92,219	89,717	△2,502
デリバティブ取引 (*7)	418	418	—

- (※1) 現金及び預金、売掛金、完成工事未収入金、支払手形及び買掛金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (※2) リース債権については対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※3) 以下の金融商品は市場価格がないことから、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	726百万円
関係会社株式	289百万円
匿名組合出資金	2百万円
合計	1,018百万円

- (※4) 1年内償還予定の社債であります。
- (※5) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (※6) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。
- (※7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	503	—	—	503
デリバティブ取引	—	418	—	418
資産計	503	418	—	922

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権	—	4,189	—	4,189
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	192	—	192
資産計	—	4,381	—	4,381
社債	—	50	—	50
長期借入金	—	89,667	—	89,667
負債計	—	89,717	—	89,717

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債権

リース債権の時価は、リース料の回収予定額を当連結会計年度末時点の取引先の信用リスク等を加味した割引率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利によるもののうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部子会社では、賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表価額	時価
13,696	24,484

(注) 当期末の時価は、固定資産税評価額を基に算定した金額により評価しております。なお、当該土地の大部分は再生可能エネルギー事業における太陽光発電設備と一体で開発した事業用地（底地）であり、当該土地に関連する利益は再生可能エネルギー事業及び電力事業に含まれています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計	調整額	連結損益 計算書 計上額
	再生可能 エネルギー 事業	蓄電所事 業	省エネ ルギー事業	電力事業	メンテナ ンス事業	計				
売上高										
メガソーラー (再生・開発)	1,491	—	—	—	—	1,491	—	1,491	—	1,491
産業用太陽光 発電	12,644	—	—	—	—	12,644	—	12,644	—	12,644
非FIT発電所 (WEST FIT)	17,402	—	—	—	—	17,402	—	17,402	—	17,402
エスコ	—	—	11	—	—	11	—	11	—	11
電力卸売	—	—	—	1,547	—	1,547	—	1,547	—	1,547
自社売電	—	—	—	4,613	—	4,613	—	4,613	—	4,613
総合管理・ 保守	—	—	—	—	1,551	1,551	—	1,551	—	1,551
系統用蓄電所	—	5,711	—	—	—	5,711	—	5,711	—	5,711
その他	—	—	—	—	—	—	0	0	—	0
顧客との契約 から生じる 収益	31,538	5,711	11	6,161	1,551	44,973	0	44,974	—	44,974
その他の収益	1,130	—	1,145	—	—	2,275	0	2,276	—	2,276
外部顧客への 売上高	32,668	5,711	1,156	6,161	1,551	47,249	1	47,250	—	47,250
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	207	—	—	—	401	608	—	608	△608	—
計	32,876	5,711	1,156	6,161	1,952	47,858	1	47,859	△608	47,250

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記4.会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は下記のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	21,273
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	25,592
契約負債（期首残高）	5,934
契約負債（期末残高）	6,793

契約負債は、主として顧客からの前受収益に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は1,130百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,094
1年超5年以内	1,994
5年超	3,704
合計	6,793

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

913円40銭

1 株当たり当期純利益

135円09銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ながとろ町太陽光発電合同会社

事業の内容 太陽光発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

ながとろ町太陽光発電合同会社は大規模な系統連系を実現できる体制を備えており、かつ、立地面で優位性を持っています。東京電力管内では、アフターFIT（固定価格買取制度終了後）の再エネ電力に対するニーズが高まっていることに加え、今後拡大が見込まれる蓄電所事業において立地を有効活用できる点に大きな魅力があると考えています。

これらの要素を総合的に勘案し、今後の事業成長と収益拡大が期待できると判断し、取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2025年5月30日（持分取得日）

2025年5月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

持分取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した持分比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社ウエストエネルギーソリューションが現金を対価として、持分を取得したためであります。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年6月1日から2025年8月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 2,500百万円

取得原価 2,500百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

4,538百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	632	百万円
固定資産	3,340	百万円
繰延資産	1	百万円
資産合計	3,974	百万円
流動負債	454	百万円
固定負債	5,558	百万円
負債合計	6,012	百万円

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年9月1日残高	2,020	603	52	656	14,423	14,423	△6,062	11,038
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△2,577	△2,577		△2,577
当期純利益					976	976		976
自己株式の取得							△0	△0
譲渡制限付株式報酬			20	20				20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	20	20	△1,601	△1,601	△0	△1,581
2025年8月31日残高	2,020	603	73	677	12,821	12,821	△6,062	9,457

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2024年9月1日残高	18	18	11,057
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,577
当期純利益			976
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	44	44	44
事業年度中の変動額合計	44	44	△1,537
2025年8月31日残高	62	62	9,519

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

(2) デリバティブ

原則として時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産以外）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	6年～18年
---	---	--------

工具、器具及び備品	4年～20年
-----------	--------

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産（リース資産以外）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年であります。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料等及び受取配当金となります。経営指導料等においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点において当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	244百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	441百万円

3. 保証債務

当社は、次の会社について下記内容の債務保証を行っております。

保証先	金額(百万円)	内容
株式会社ウエストエネルギーソリューション	14,898	金融機関からの借入
株式会社ウエストビギン	27	商品仕入取引
株式会社ウエストグリーンパワー	—	運営担保として差し入れている銀行保証 (注1)
株式会社メガソーラー10号	1,052	金融機関からの借入
株式会社広島県メガソーラー	774	金融機関からの借入
株式会社岡山県メガソーラー	38	金融機関からの借入
株式会社四国メガソーラー	226	金融機関からの借入
WEST International (Thailand) Co.,Ltd.	7,924	金融機関からの借入 (1,797百万THB) (注2)
合 計	24,943	

(注1) 保証極度額は120百万円であり、同契約による保証残高はありません。

(注2) 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	800百万円
借入実行残高	800百万円
差引額	—

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引高 (収入分)	3,562百万円
営業取引以外の取引高 (収入分)	372百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,367,813	405	－	6,368,218

(注) 自己株式数の増加405株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	81百万円
未払事業税	7百万円
資産除去債務	14百万円
関係会社株式評価損	91百万円
株式報酬費用	5百万円
投資有価証券評価損	36百万円
その他	53百万円

繰延税金資産小計	291百万円
評価性引当額	△113百万円

繰延税金資産合計	177百万円
----------	--------

(繰延税金負債)

資産除去債務に対する除去費用	11百万円
その他有価証券評価差額金	28百万円

繰延税金負債合計	39百万円
----------	-------

繰延税金資産の純額	137百万円
-----------	--------

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ウエスト エネルギーソリューション	直接 100%	役務の提供	経営指導料 (注1)	2,352	未収入金	291
			受取利息	貸付金利息	207	—	—
			貸付金	資金の貸付	10,100	関係会社長期 貸付金	30,100
			債務保証	債務保証 (注2)	14,898	—	—
			役員の兼任			—	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ウエストビギン	直接 100%	役務の提供	経営指導料 (注1)	720	—	—
			受取利息	貸付金利息	81	—	—
			貸付金	資金の貸付 資金の回収	— 3,400	関係会社長期 貸付金	10,000
			債務保証	債務保証 (注2)	27	—	
			役員の兼任			—	
子会社	株式会社 メガソーラー 10号	間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	1,052	—	—
子会社	株式会社 広島県メガソーラー	間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	774	—	—
子会社	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.	直接 49%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2,3)	7,924 (1,797百万 THB)	—	—

取引条件及び取引条件等の決定方針等

(注1) 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費に一定の利益を加えた価格を基準として決定しております。

(注2) 債務保証については、子会社の金融機関からの借入及び商品仕入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

(注3) 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(注4) 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

240円04銭

1 株当たり当期純利益

24円62銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。